

川島町都市計画マスタープラン 改定計画の概要 (1/4)

*町民まちづくり懇談会からの提言書に関連した部分をマーカーで示しています。

序章 都市計画マスタープランとは

- 序-1 都市計画マスタープランの性格
- 序-2 都市計画マスタープランの役割
- 序-3 川島町における都市計画マスタープランと改定の背景
- 序-4 川島町都市計画マスタープランの位置づけ
- 序-5 計画の目標年次
20年後の令和23年度(2041年度)
- 序-6 計画の構成

第1章 近年の社会経済情勢の変化

- (1) 人口構造の変化
- (2) 環境問題の解決と持続的発展の必要性
- (3) 高度情報化社会の到来と産業構造の変化
- (4) 安全・安心な社会構築の必要性
- (5) 住民ニーズのさらなる多様化と高度化

第2章 川島町の現況

- 2-1 位置・地勢
(1) 位置 (2) 地勢
- 2-2 人口・世帯構造
(1) 総人口及び世帯数 (2) 年齢別人口 (3) 昼夜間人口
(4) 流入・流出状況 (5) 市街地の人口・世帯数・人口密度
- 2-3 土地利用・市街地整備
(1) 土地利用の状況 (2) 用途地域 (3) 空き家数・空き家率
(4) 地価動向 (5) 市街地整備事業等の状況 (6) 地区計画
- 2-4 道路・交通体系
(1) 道路網 (2) バス・交通サービス
- 2-5 産業特性
(1) 就業構造 (2) 農業 (3) 工業 (4) 商業(卸売・小売)
- 2-6 主要施設の状況
(1) 都市公園等の状況 (2) 供給施設の状況
(3) その他の公共・公益施設の状況
- 2-7 災害ハザード
(1) 洪水ハザード (2) 地震ハザード
- 2-8 住民意向(町民アンケート結果)
(1) 自然環境・生活環境 (2) 都市基盤
(3) 産業振興、雇用拡大

第3章 まちづくりの課題

<p>(1) 土地利用・市街地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地と農地・集落地からなる土地利用の大枠の維持 「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進 きめ細かな視点に立った住宅市街地の環境保全・改善と利便性の向上 増加が見込まれる空き家の有効活用 川島インターチェンジ周辺における産業基盤の拡大 	<p>(2) 道路・交通体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路の交通処理機能の維持・向上 整備効果の高い都市計画道路の早期整備 生活道路ネットワークの改善 現状のバス路線と基本的維持と需要に見合った対応 	<p>(3) 水と緑のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな田園空間の保全 うるおいのある水辺空間の保全と活用 花に親しめる空間づくり 個性ある公園整備の推進 	<p>(5) 公共公益施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共公益施設の維持・適正配置
		<p>(4) 景観まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 田園・水辺景観の保全 住宅市街地・産業地の景観保全と形成 歴史的・文化的景観資源の保全と活用 	<p>(6) 安全・安心のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な防災まちづくり さらなる高齢化社会に備えられもが安心して暮らせるまちづくり

第4章 都市の将来像

4-1 将来都市像

(1) 総合振興計画が示す「まちの姿」
【2030年のまちの姿】

- 安全・安心な暮らしが未来へ続く希望のあるまち
- 人と人との温かいつながりを感じることができるまち
- 元気な産業と働く人の活力に満ちあふれたまち
- 未来へはばたく人財が育つまち

【基本理念】「ここが好き、やっぱり好き」

(2) 都市計画の分野における将来都市像

「ここが好き」 未来につなぐ かがやく都市

4-2 将来人口フレーム

- 総合振興計画では、令和12年(2030年)の推計人口を17,319人としている。
- 本計画の目標年次である令和23年(2041年)には、さらに減少を続け15,000人に近い水準に達することが見込まれる。
- 都市の活力を維持するためには、人口減少に歯止めをかけることが重要であることから、安全で住みよい環境づくりなどにより転出人口を減らし、こうした減少幅が最小となるように努めていく⁽¹⁾。

4-3 将来都市構造

【拠点】：本町の骨格を形成するうえで重要となる場所を拠点として位置付ける。

【軸】：各拠点間を連携するとともに、町外への広域交通や町内移動を支える幹線道路、水辺空間や生物多様性を支える連続性を持った河川を軸として位置付ける。

【ゾーン】：拠点・軸の形成を下支えし、都市づくりを展開するうえでベースとなる面的な区分けをゾーンとして位置付ける。

【図】 将来都市構造

Legend for the map: 道路交通軸 (Road traffic axis), 水と緑の軸 (Water and green axis), 都市計画道路(整備済み) (Urban planning road (completed)), 都市計画道路(未整備) (Urban planning road (not completed)), 河川・水路 (River/Waterway), 市街地ゾーン (Urban zone), 新市街地ゾーン (New urban zone), 行政・交流ゾーン (Administrative/Exchange zone), 田園ゾーン (Rural zone), 公共・公益拠点 (Public/Benefit hub), 川島インターチェンジ周辺産業拠点 (Industrial hub around Kawasumi IC), 水と緑の拠点 (Water and green hub), 工業拠点 (Industrial hub).

川島町都市計画マスタープラン 改定計画の概要 (2/4)

第5章 まちづくりの基本方針

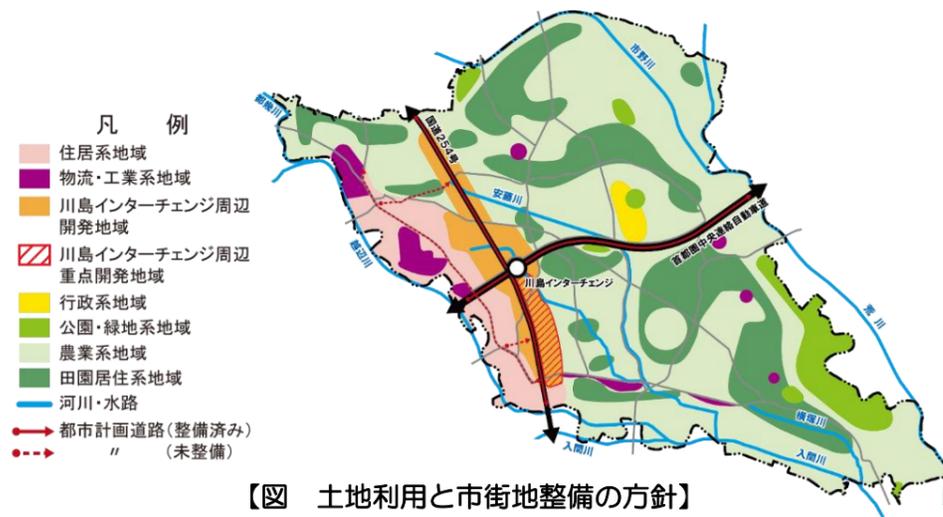
5-1 土地利用と市街地整備の方針

(1) 基本的考え方

- 区域区分制度を基本とし、公共交通の利便性の高い地域に、居住や生活利便施設などを誘導しつつ、各地域を公共交通などのネットワークで結んだコンパクトな都市の形成
- 川島インターチェンジ周辺において、計画的な都市的土地利用への転換により、町の活性化につなげる
- 地域地区制度、地区計画制度、農業振興地域制度などを活用し開発・建築行為を適切に規制・誘導

(2) 土地利用区分別の施策推進の方向

- ①住居系地域：ゆとりの感じられる住環境の保全・形成/用途混在の緩和・解消/生活利便施設の集約/八幡住宅団地の環境の維持/空き家対策
- ②物流・工業系地域：周辺環境への配慮/幹線道路沿道などでの新たな整備検討
- ③川島インターチェンジ周辺(重点)開発地域：計画的な都市的土地利用への転換⁽³⁾/特に南側地区で産業系土地利用を推進/国道254号沿道の都市と農業が調和したまちづくり⁽³⁾
- ④行政系地域：町役場周辺で行政サービスや交流促進のための整備
- ⑤農業系地域：保全を原則としつつ農業の振興施策を講じる⁽³⁾
- ⑥田園居住系地域：良好な自然環境と景観の保全/地域コミュニティの活力維持
- ⑦公園・緑地系地域：池沼や樹林地などの公園緑地化を検討
- ⑧河川・水路等：国や県との連携で河川改修を促進/親水空間などとして活用



【図 土地利用と市街地整備の方針】

5-2 道路・交通体系の整備の方針

(1) 基本的考え方

- 道路・公共交通ネットワークにより移動環境の確保、隣接市町との連携を強化
- 歩行空間や自転車走行空間の充実、案内標識の改善などにより安全で歩きやすい道路空間を形成
- 路線バスの存続を図るほか、最新技術の導入による誰もが使いやすい公共交通ネットワークの整備⁽¹⁾

(2) 施策推進の方向

- ①道路体系：広域幹線道路の整備促進と適切な維持管理を要請/川島インターチェンジ周辺開発と併せアクセス道路整備を検討/主要町道の維持管理と公共施設へのアクセス性向上/都市計画道路の見直しを含めた整備検討/狭隘道路の解消や交差点の改善
- ②公共交通体系：路線バスの存続と、運行本数や運行時間の拡大、停留所の改善などを要請⁽¹⁾/「サイクル・アンド・バスライド」の推進/「かわみんタクシー」の運行継続と利便性の向上/自動運転技術の調査・研究/新たなバス需要発生への対応/圏央道を利用した目的地直行バスの導入可能性の検討

5-3 水とみどりのまちづくりの方針

(1) 基本的考え方

- 水と緑の資源をネットワークとし、「水と緑の空間」を守り育てる
- 公園の適切な維持管理と充実/緑化や花植え活動の推進

(2) 施策推進の方向

- ①公園・緑地：多彩な「水と緑の空間」の整備と適切な維持管理/民間活力を活用した整備・管理手法の導入を検討/価値の高い緑地の保全
- ②緑化活動：公共施設等の建て替え等の機会を利用した緑化/民間施設や住宅における緑化促進/花植え活動の促進等により色彩豊かな都市空間の創出
- ③河川・水路・池沼：河川改修・親水機能やレクリエーション機能向上を要請/荒川のピオトープにおける生態系保全のための活動支援/小規模河川や水路の流量の維持・改善/水質保全と水辺空間整備/内水排除のための計画的な整備

5-4 ふるさと景観の保全・形成の方針

(1) 基本的考え方

- 田園景観が広がり四方を囲む河川が形づくる「水と緑の景観」の保全と、美しい市街地景観の維持・形成
- 川島インターチェンジ周辺開発の秩序ある景観創出
- 神社仏閣などの歴史的・文化的な景観資源の保全

(2) 土地利用区分別の施策推進の方向

- ①水と緑の景観：緑豊かな「ふるさと景観」の保全/水辺・親水空間としての景観保全/桜づつみをはじめとする樹木・花々の景観保全と活用
- ②市街地における景観づくり：統一的な街並みが維持・形成されるように高さ・意匠などへの配慮や緑化などを促進/川島インターチェンジ周辺における土地利用転換にあたり地区計画制度の活用による景観形成
- ③歴史的・文化的景観資源：神社仏閣や歴史的・文化的景観資源の保全・活用

5-5 公共施設整備の方針

(1) 基本的考え方

- 適正な配置と維持管理
- 上・下水道施設やごみ処理施設などの整備・維持管理

(2) 施策推進の方向

- ①公共施設の適正管理と再配置：川島町公共施設等総合管理計画に基づく維持管理/必要に応じた多機能化や複合化、統廃合・再配置/民間活力の活用や環境に配慮した整備/町役場の行政機能の維持強化と周辺への行政サービス機能の集積
- ②道路、橋梁など：関連計画に基づく維持管理/長寿命化や耐震性の向上、環境保全機能の向上
- ③上・下水道施設、ごみ処理施設など：水道事業ビジョンに基づき適切な施設更新や耐震対策/公共下水道事業と合併浄化槽設置整備事業や用排水路の整備による適正な汚水処理/ごみ処理の広域化や民間活力の活用等による体制構築

5-6 安全・安心のまちづくりの方針

(1) 基本的考え方

- 自然災害に対する脆弱性の軽減・解消に向けた取り組み
- 防犯、交通安全、新しい生活様式への対応などによる「安全・安心のまちづくり」
- 関連計画との連携によるハード・ソフト両面の防災・減災対策

(2) 施策推進の方向

- ①水害対策：河川改修などによる治水機能向上を要請/指定緊急避難場所の機能強化/雨水幹線の整備・維持管理/町外避難場所の機能強化/町民への情報伝達⁽²⁾
- ②震災対策：川島町建築物耐震改修促進計画に基づき耐震診断を促進/耐震補強・改修・建替えなどを促進/緊急輸送道路の機能維持・向上/災害に強い道路ネットワークの構築/避難場所の適切な管理と機能強化/防災倉庫の維持管理
- ③安全・安心のコミュニティづくり：通学路や公園などのオープンスペースにおける死角の解消/防犯灯の整備/空き家の適切な管理と発生抑制や有効活用の促進/ハザードマップの周知
- ④福祉のまちづくり：高齢者や障がいのある方も気軽に外出し安全に移動できる「福祉のまちづくり」の推進⁽¹⁾/公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくり
- ⑤新しい生活様式への対応：新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新しい生活様式に対応したまちづくり/公共施設などにおけるゆとりある空間確保/教育・医療・行政サービスなどにおけるICTの活用⁽²⁾

川島町都市計画マスタープラン 改定計画の概要 (3/4)

第6章 地域別構想

6-1 地域設定の考え方

- 国道 254 号を軸に、本町西部に広がる市街地などについて、圏央道以北を「西部北地域」、圏央道以南を「西部南地域」、本町東部に広がる田園居住系地域や農業系地域、町役場周辺の公共・公益施設が集積する行政系地域を「東部地域」として設定。
- 生活サービス機能の維持・充実のほか、地域の特性に応じたまちづくり施策を展開するとともに、地域間や隣接市町とを交通ネットワークで結び、相互に補完し、高め合う関係性を構築することで、川島町としての「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指す。

6-2 西部北地域

【地域の将来像】

～閑静で住みよい低層住宅地と活気ある産業地が調和した西部北地域～

【主要なまちづくりの方針】

- 古くからの住宅市街地である中山・吹塚における狭隘道路の拡幅、危険個所の改善、建築更新の機会を活用した敷地の整序などを促進
- 計画的に開発された八幡住宅団地における地区計画による良好な住環境の保全
- 工業拠点や川島インター産業団地は、既に進出している企業の立地存続
- 新たな住宅地開発は、市街化区域への誘導により「コンパクトシティ」を維持
- 川島インターチェンジ周辺はその立地優位性を生かし、秩序ある都市的土地利用への転換を検討⁽³⁾
- 新たな産業地開発にあたっては、市街地整備事業などの計画的な開発手法の適用を推進
- 本地域を縦貫している町道 1-21 号線（旧国道 254 号）の沿道では、店舗の立地誘導により活気ある街路空間を形成



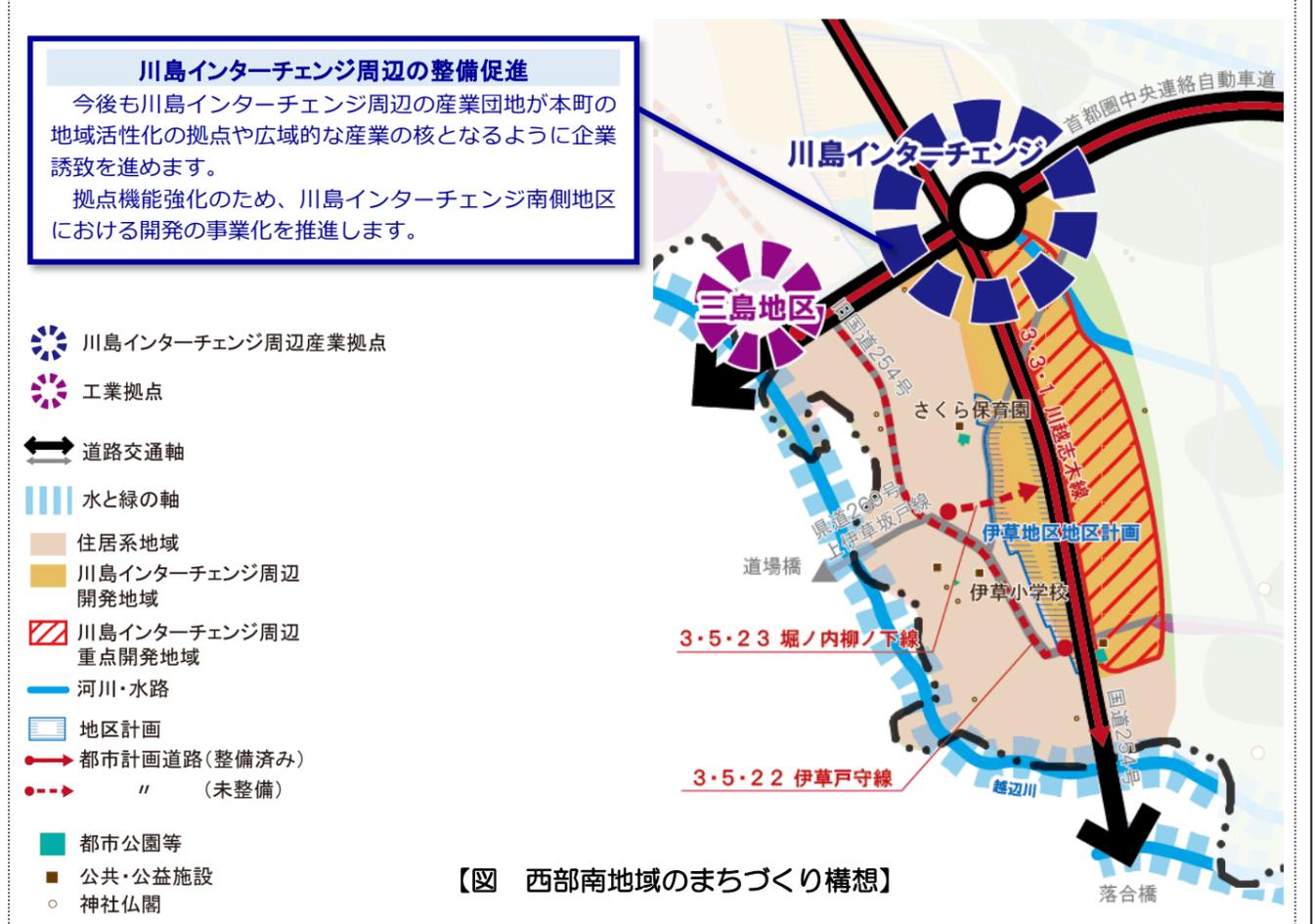
6-3 西部南地域

【地域の将来像】

～住みよい低層住宅地を中心としつつ国道 254 号沿道・川島インターチェンジ周辺開発と連携して発展する西部南地域～

【主要なまちづくりの方針】

- 住宅市街地の一部の地区では、道路計画に基づき整備が行われたものの、生活道路の安全性の向上が課題のため、狭隘道路の拡幅、危険個所の改善、建築更新の機会を活用した敷地の整序などを促進
- 新たな住宅地開発は、市街化区域への誘導により「コンパクトシティ」を維持
- 川島インターチェンジ周辺はその立地優位性を生かし、秩序ある都市的土地利用への転換を検討⁽³⁾
- 特に、川島インターチェンジ南側地区においては、新規の産業地開発を計画していることから、民間活力の活用などにより早期の事業化を推進
- 川島インターチェンジ近接の国道 254 号西側の大規模商業施設は、既に進出している企業の立地存続
- 国道 254 号の西側沿道開発にあたっては、周辺環境に配慮した規制・誘導を図る



川島町都市計画マスタープラン 改定計画の概要 (4/4)

第6章 地域別構想

6-4 東部地域

【地域の将来像】

～美しい農業集落としての特性を守りつつ、生活環境が充実した東部地域～

【主要なまちづくりの方針】

- 市街化調整区域として、農地・樹林地・河川敷などの自然的な土地利用を基本として規制・誘導
- 集落地は、地域コミュニティや住環境の維持・向上を図る
- 町役場周辺は、町民の交流を促進する公共施設や体育施設などが集積した一帯として、その機能の強化を図るとともに、今後の財政状況や町民意向などを総合的に踏まえて、統合や再編（小・中一貫校の開校など）を推進
- 公共公益施設の統合や再編、譲渡などの跡地利用の検討を推進



第7章 構想の実現に向けて

(1) 各主体間の連携強化

- 本町の将来都市像の実現のためには、住民・地域・民間事業者などが連携してまちづくりを進めることが重要⁽⁴⁾
- 本計画の共有化を図るとともに、まちづくりに関する情報の周知、住民のまちづくりへの参加の場の拡大など、各主体の連携の強化に繋がる取組みを行う⁽⁴⁾

(2) 住民主体のまちづくりの支援

- まちづくりは、住民が自ら責任を持って取り組むことにより、「地域力」を高め、地域に愛着を持つことへと繋がる⁽⁴⁾
- そうした中、行政主導から住民主体・行政支援への転換期を迎えている。今後は地区まちづくり計画、地区計画の策定など地区単位でのまちづくりの推進、住民が主体となったまちづくり活動への支援、一般住民がまちづくりへの関心を高めてもらえるような取組みなどを推進⁽⁴⁾

(3) 地区まちづくり協議会の活性化の促進

- 町内に在住・在勤の人たちが、町の問題や課題について考える「かわしま☆未来塾」が結成されているため、その活動支援・連携を今後も継続
- 将来的には、住民が主体となって実践的な活動をする「地区単位のまちづくり協議会」に発展・拡大していく姿を理想と考え支援

(4) まちづくり学習の推進

- 住民が地域の主人公として地域社会づくりに参画することを目的として活動する生涯学習と連携して、地区まちづくり学習の機会を提供
- 学校教育の場でのまちづくり学習や、開発事業・環境保全活動などにおける勉強会の開催を推進

(5) 庁内体制の整備

- まちづくりは広範囲の分野にまたがっており、関係各課の横断的な連携が必要
- 本計画の共有化を図るとともに、まちづくりに関する横断的な情報の共有化
- 町に限らず国、埼玉県、周辺市町などとの連携も図るとともに、協力支援を求める

(6) 財源の確保と効率的な事業推進

- 各種の施策の実施にあたっては、必要な財源を確保することが不可欠
- 厳しさを増す経済・財政状況にあって、多くの予算をまちづくりに投じることは困難な情勢だが、基金の積み立て、国や県などの補助制度活用により、財源の確保を図る
- 施策や事業の重点化を図るとともに、民間の資金や経営能力・技術力の活用⁽⁴⁾、場合によっては受益者負担による事業推進なども検討・推進することにより、効率的なまちづくりを推進

(7) 川島町都市計画マスタープランの進捗管理

- 本計画に基づく継続したまちづくりを展開していくため、計画(Plan)・実践(Do)・点検・評価(Check)・改善対応(Act)からなる「PDCAサイクル」に基づく計画内容の進捗管理を実施
- 国・県の方針転換や社会経済情勢に大きな変化が生じた際には、必要に応じて適宜計画の見直しを実施
- 本計画の進捗管理は、目標年に向けた中間年度である令和13年度(2031年度)頃に計画全体の中間見直しを行うとともに、概ね5年ごとに進捗確認を実施
- 進捗確認では、関連する事業の進捗確認のほか、人口推移・土地利用状況など定期的に実施される基礎的調査の結果を確認し、都市の状況を把握
- 進捗管理の実施にあたっては、関係各課による庁内組織で進捗確認を行い、計画内容の改定が必要と判断された場合や中間見直しの際には、外部委員を含めた都市計画審議会において改定内容を審議